平成２６年（フ）第３３０号
栃木県鹿沼市茂呂1211番地８　Ｋ・Ｕマンション302号室、開始決定時の住所茨城県水戸市西原２丁目10番53号　グレイス西原101号
破産者　山市　一宏（旧姓飯塚）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８５号
神奈川県足柄上郡山北町山北2850番地の２
破産者　岡崎　幸二
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５６７４号
大阪市淀川区加島３丁目11番53―1503号
破産者　清水　千苗
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６２号
大阪市都島区片町２丁目９番12号Ｕｒｂａｎ　ＫｉｏＫｙｏｂａｓｈｉ201号、開始決定時大阪府豊中市原田元町１丁目21番20号
破産者　吉川　敏朗
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６４号
大阪市住吉区万代東２丁目３番16―622号
破産者　柚田　忠男
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０９号
大阪府南河内郡河南町大字平石732番地の１
破産者　福井　賢一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４２号
大阪府守口市祝町７番11―102号、前住所大阪市平野区加美東１丁目15番16号
破産者　山田　善清
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９９号
大阪府八尾市小畑町４丁目118番地の１　メルヴェイユー山本602号、開始決定時の住所大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目１番地の11
破産者　長尾　久哉
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０号
大阪府茨木市平田台９番17―501号
破産者　石田　富美
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５７号
広島市安佐南区山本７丁目27番８－５号
破産者　プロジェクトエーチームこと　白木　良一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
茨城県日立市神田町250番地
破産者　黒澤　一則
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１７５号
徳島県徳島市秋田町５丁目23番地　ガーデンヒルズ城南Ｖ　５－Ｂ、旧住所徳島県徳島市沖浜東３丁目60番地
破産者　藤林　和弘
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７４号
北海道小樽市稲穂１丁目８番　ライオンズステーションプラザ803、（破産開始決定時の住所）北海道小樽市富岡１丁目13番20号
破産者　清水　雅章
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２５号
札幌市西区発寒８条11丁目３番39号　エチュード811―101号
破産者　佐藤　史弥
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３号
北海道小樽市桜５丁目５番17号
破産者　風下　正仁
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３３２号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵７番地の27、破産手続開始決定時の住所奈良県大和郡山市稗田町１番地23
破産者　菅原　敏之
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所